

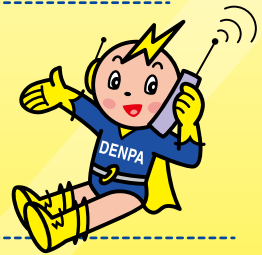
日本へ入国される皆様へ

Wi-Fi端末やBluetooth端末等を日本国内で利用するには、日本の技術基準に適合しており、それを証明する表示(図1)が付されていることが必要です。

図1：技術基準適合表示



ただし、下記に該当する場合には、入国の日から**90日以内**に限って、特例で日本国内において使用できます。



Wi-Fi 端末に関する特例

Wi-Fi Alliance の認定ロゴ (図2) の表示により、国際的な技術基準に適合していることが確認できる端末を使用して、

- ◆公衆無線 LAN スポット (アクセスポイント) にアクセスする場合。
- ◆スマートフォン等のテザリング機能により通信を行う場合 (※)。
- ◆端末同士で直接通信を行う場合 (※)。

(※) 2.4GHz 帯又は6GHz 帯 VLP モードを使用する場合に限ります。

図2：Wi-Fi 認定ロゴ



○ 使用可能な端末の例



スマートフォン ノートパソコン 携帯ゲーム機 (2.4GHz 帯のみ) ドローン

× 使用できない端末の例



無線 LAN ルーター (2.4GHz 帯以外) ドローン

Bluetooth 端末に関する特例

Bluetooth SIGの認証ロゴ (図3) の表示により、国際的な技術基準に適合していることが確認できる端末を使用する場合。

○ 使用可能な端末の例



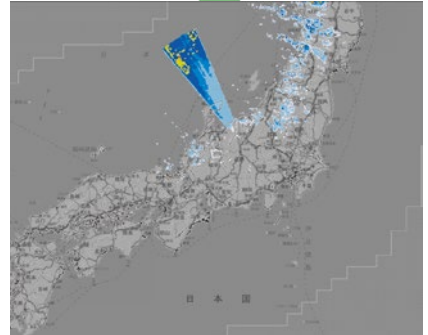
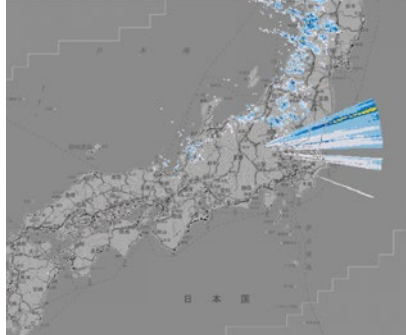
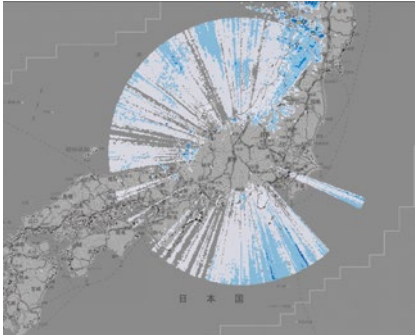
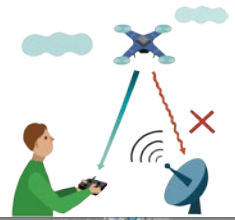
ワイヤレスヘッドホン ワイヤレススピーカー 自撮り棒 ワイヤレスマウス

図3：Bluetooth 認証ロゴ



【注意】 Wi-Fi 端末については、周波数毎に、2.4GHz帯、5.6GHz 帯及び 6GHz 帯 VLP は屋内外、5.2GHz帯、5.3GHz帯及び 6GHz帯 LPI は屋内に使用場所が限られます。お使いの端末がどの周波数帯を使用するかは、本体の設定画面や取扱説明書等でご確認ください。

⚠ 日本の技術基準に適合していない機器や、特例制度の対象（詳細は表面をご参照ください。）ではない外国製品を使用した場合、日本の重要な無線局等と混信し、運用に支障をきたすおそれがあります。



混信による干渉の例（気象レーダー）

お知らせ

2023年12月から、6GHz帯無線LAN機器の一部についても、日本国内で90日以内に限って使用できる特例制度の対象となりました。

海外から持ち込んだ端末が使用できる例 (2023年12月改正後)	周波数帯 ※1					
	2.4 GHz帯	5.2 GHz帯	5.3 GHz帯	5.6 GHz帯	6GHz帯	
					VLP	LPI
○国内Wi-Fiスポットへの接続 	○	○	○	○	○	○
○スマートフォンやモバイルWi-Fiによるテザリング 	○	×	×	×	○	×
○端末間直接通信 	○	×	×	×	○ ※2	×

対象に追加しました

※1 各周波数帯は、2.4GHz(2,400~2,483.5GHz)、5.2GHz(5,150~5,250MHz)、5.3GHz(5,250~5,350MHz)、5.6GHz帯(5,470~5,730MHz)、6GHz帯(5,925~6,425MHz)を指します。

※2 6GHz帯VLPを用いて端末間直接通信を行う場合は、接続する端末のいずれかが片方がスマートフォンである必要があります。

▼詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ

電波利用 検索



<本制度の詳細・お問い合わせ先>